

バーゼル銀行監督委員会による 市中協議文書『実効的な銀行監督 のためのコアとなる諸原則』の 改訂版の公表について

2023年8月
金融庁・日本銀行

(※)本資料は、バーゼル銀行監督委員会による公表文書の理解促進の一助として作成されたものです。
公表文書のより詳細な内容については必ず原文をご確認ください。当資料の無断転載・引用は固くお断りいたします。

目次

1. 改訂の経緯

(1) バーゼルコアプリンシプルの概要

(2) タスクフォースの設立

2. 改訂のポイント

(1) 全体像

(2) 主要なテーマ

3. 今後の予定

1. 改訂の経緯

(1) バーゼルコアプリンシプルの概要

- バーゼルコアプリンシプル(実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則: Basel Core Principles)とは、銀行の健全性規制・監督の枠組みに関する事実上の最低基準であり29の基本原則に各々10程度の評価基準(※)が付随。
- バーゼルコアプリンシプルは、他のバーゼル枠組みと違い、バーゼル銀行監督委員会(以下バーゼル委)のメンバー法域のほか、(非メンバー法域を含む)全ての法域を対象としている。また、国際的に活動する銀行だけでなく、全ての銀行を対象としている。そのうえで、銀行の規模や複雑性等による、必要に応じた比例的な扱いを定めている。
- 各法域における当局・銀行の自己評価基準であるほか、IMF・世界銀行がFSAP(金融セクター評価プログラム)で各国制度の実効性を評価する際にも活用されている。

(※) 評価基準には、FSAP審査において、全ての被審査法域が審査を受ける必須基準(Essential criteria)と、被審査法域が審査を受けるか否か選択できる補足基準(Additional criteria)の2種類が存在する。

- 1997年の初版公表以降、過去2回改訂が実施された(2006年、2012年)。

1997年	初版公表
2006年	第2版公表
2012年	第3版公表
2023年	今般の市中協議(コメント期間:7月6日~10月6日)

【参考】29の原則（現行版）

監督当局向け原則（監督権限、責任及び機能）

原則1	責任、目的及び権限
原則2	監督当局の独立性、説明責任、資源配分及び法的保護
原則3	協力及び協調
原則4	許容される業務
原則5	免許付与の基準
原則6	主要な所有権の移譲
原則7	主要な買収
原則8	監督上のアプローチ
原則9	監督上の手法及び手段
原則10	監督当局への報告
原則11	是正及び制裁に関する監督当局の権限
原則12	連結ベースの監督
原則13	母国・現地当局間の関係

銀行向け原則（健全性に関する規制及び要件）

原則14	コーポレートガバナンス
原則15	リスク管理プロセス
原則16	自己資本の適切性
原則17	信用リスク
原則18	不良資産、引当金及び準備金
原則19	リスクの集中及び大口与信規制
原則20	関連先との取引
原則21	カントリーリスク及び移転リスク
原則22	マーケットリスク
原則23	銀行勘定の金利リスク
原則24	流動性リスク
原則25	オペレーショナルリスク
原則26	内部統制及び監査
原則27	会計報告及び外部監査
原則28	情報開示及び透明性
原則29	金融サービスの濫用

1. 改訂の経緯

(2) タスクフォースの設立

- バーゼル委において、戦略的レビューのフォローアップ作業として、規制・監督上の進展や金融を取り巻く近年の構造的な変化を念頭に、前回改訂から10年が経過したバーゼルコアプリンシプルの改訂作業に広範な支持がみられた。
- こうしたなか、昨年、バーゼル委の直下に改訂作業を専担で行うタスクフォース【BCP-TF】(バーゼルコアプリンシプルタスクフォース)が設立された。
- タスクフォースは、バーゼル委のメンバー法域のほか、非メンバー法域やIMF・世界銀行を含む幅広いメンバーで構成されている。本邦からは、金融庁と日本銀行がメンバーとして参加。
- タスクフォースの共同議長は日本銀行金融機構局の峯岸審議役が務めている。
- タスクフォースでは、過去10年間にバーゼル委や国際的な基準設定主体等が公表した基準・ガイドライン・サウンドプラクティス等(計150本超)についてバーゼルコアプリンシプルへの反映の可否をレビューしてきた。

2. 改訂のポイント

(1) 全体像

- 今回市中協議では、幅広い分野での改訂を提案。改訂した主なテーマは以下の通り。

今回市中協議	(参考)2012年改訂
<ul style="list-style-type: none">• 金融リスク(バーゼルⅢの最終化等)• オペレーショナル・レジリエンス• システミックリスク及びマクロプルーデンス監督• 気候関連金融リスク及びデジタル化• NBF(ノンバンク金融仲介)• リスク管理実務• ビジネスモデルの持続可能性	<ul style="list-style-type: none">• システム上重要な金融機関への監督• マクロプルーデンスの整備• 危機管理体制の強化• コーポレートガバナンス原則

- また、新たな試みとして、①通常10年程度となっている改訂頻度がやや長すぎるとの反省に立って、次回改訂に備えて、予め関連するトピックを蓄積していく仕組みや、②脚注をできる限り削減するため「用語集」(Explanation of certain terms)を新設。このほか、一部の補足基準を、必須基準に格上げする提案を行っている。
- なお、バーゼル委では最近の銀行を巡る混乱に関するストックテイク作業を現在実施中であるところ、今回の改訂は、当該作業で得られた含意を踏まえたものではない点には留意が必要。

【参考】コアプリンシプルの全体的な構成

- 合理化及び読み易さの改善の観点から考慮した新たな構成は以下の通り。

現行版	今回市中協議
前回の見直し 序文	序文
全般的なアプローチ	イントロダクション 全般的なアプローチ 比例適用
新たな動向及び変化へのアプローチ	新たな動向及び変化へのアプローチ
	【新設】用語の説明
コアプリンシプルの評価 他のセクターとの整合性 コアプリンシプル	コアプリンシプルの評価 他のセクターとの整合性 コアプリンシプル
	重複する部分が多いため削除
前提条件	
評価メソドロジー	評価メソドロジー
メソドロジーの活用	メソドロジーの活用
遵守状況の評価	遵守状況の評価
実務的な留意点	実務的な留意点
	前提条件
	【新設】基準やガイドライン等の更新

(2) 主な改訂のテーマ

① 金融リスク(バーゼルⅢの最終化等)

- レバレッジの積み上がりへの対応、ECL型引当の導入の反映、銀行勘定の金利リスクへの対応等を提案。

原則16
新必須
基準

監督当局は、リスクベースの自己資本規制を補完し、かつ、銀行及び銀行セクターにおけるレバレッジの積み上がりを抑制することを企図して、オンバランス及びオフバランスの全てのエクスポージャーを捕捉する、簡素で透明性のある、ノンリスクベースの措置を課す権限を有する。

原則18
本文・
脚注

監督当局は、銀行が、不良資産を早期に特定及び管理し、適切な引当【脚注】を維持するための適切な方針と手続を備えていることを確認している。
【脚注】本原則は、プルデンシャル目的で使用される全ての引当手法(例えば、発生損失型モデル、予想信用損失型モデル)を対象としている。

原則23
必須
基準3

監督当局は、銀行の方針と手続により、以下を含む、適切かつ十分に統制管理された金利リスク環境が整備されていることを確認する。
(b)金利リスク管理の所管部署で利用されるモデルの定期的な見直し(例えば、銀行の資産・負債・オフバランスシート項目が内包する、銀行自身又は顧客がキャッシュフローの水準やタイミングを変更可能なオプション性等、モデルの主要な前提の見直しを含む)及び独立した(内部または外部の)検証。

- このほか、原則17(信用リスク)、原則19(リスクの集中及び大口与信規制)においても、金融リスクの観点から一部改訂を提案。

(2) 主な改訂のテーマ

② オペレーショナル・レジリエンス

- 21/3月に公表した『オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則』を踏まえて、既存の原則25(オペリスク)を大幅に加筆。新たに、原則の表題を「オペレーショナル・リスク及びオペレーショナル・レジリエンス」とした上で、パンデミック、サイバーセキュリティ、自然災害などに対するオペ頑健性の観点から、例えば以下の改訂を提案。

必須 基準1	法律、規則または監督当局は、銀行に対し、以下の事項を行うための適切なオペレーショナルリスク管理及び オペレーショナルレジリエンス 戦略、方針、手続、システム、統制及びプロセスを有することを求める。 (a)オペレーショナルリスクを識別、評価、監視、報告、管理、軽減すること。 (b) 脅威や潜在的な障害を特定するとともに、破壊的な事象に対応・適応し、重要な業務の遂行への影響を最小化すること。
必須 基準6	法律、規則または監督当局は、銀行に対し、 サイバーセキュリティを含む強固な情報通信技術(ICT)の枠組み、及びオペレーショナルリスク管理の枠組み及びオペレーショナルレジリエンスアプローチ と統合的なリスク管理の実施を求める。
必須 基準8	監督当局は、 重要な業務を中断させるインシデントやその重要性の報告を含め、オペレーショナルリスクに影響を与える事態について、常に情報を得られるような適切な報告メカニズムを有するよう銀行に求める。

(2) 主な改訂のテーマ

③ システミックリスク及びマクロプルーデンス監督

- 前回改訂以降のマクロプルーデンス監督の進展を踏まえ、監督当局間の協調、ホーム・ホスト当局間の連携、国内におけるシステム上重要な銀行の特定、ショック時に解放可能な資本バッファをを求める権限の重要性を強調。

原則3 新必須 基準	銀行システムの安定に潜在的に影響を与え得る可能性のあるシステミックリスクのモニタリング、特定、対応へのアクションを行う際に、監督当局がその権限の範囲内で、マクロプルーデンス政策に責任を有する関連当局と協調するためのメカニズムが、公式または非公式に設置されている。
原則8 必須 基準2	監督当局は、適切な場合には関連当局と連携し、どの銀行が国内においてシステム上重要であるかを評価・特定するためのプロセスを用いる。
原則13 必須 基準2	ホーム監督当局とホスト監督当局は、各々の役割と責任に基づき、バイラテラルかつカレッジを通じて、マクロ経済環境から生じる重要なリスクに関する情報を適時に共有する。
原則16 補足 基準3	法律や規則により、監督当局または関連する各国当局が、銀行に対し、システム全体のショック時に解放可能な形で追加資本(セクター別資本要件を含む場合がある)を維持するよう求めることが認められている。

(2) 主な改訂のテーマ

④ 気候関連金融リスク及びデジタル化

- 22/6月公表の『気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則』を踏まえ、原則8(監督上のアプローチ)、10(監督当局への報告)、15(リスク管理プロセス)等で気候関連金融リスクについて明示的に言及する、的を絞った改訂を提案。なお、序文において、当分野における法域毎の影響度合い等に相違があることや、実務が発展途上である点を踏まえ、当局・銀行の対応の柔軟性にも言及している。

原則8
必須
基準1

監督当局は、リスクの性質、影響及び範囲を継続的に判断し、評価するための**明確に定義された手法**を用いる。(中略)こうした手法は、銀行のリスク特性に**フォワードルッキングな観点で【脚注】**対応するものである。
【脚注】フォワードルッキングな観点を確立するための時間軸は、気候関連金融リスクや新たなリスクを必要に応じて適切に反映させるべきである。

原則10
必須
基準1

監督当局は、銀行に対し、自らの財務状況、業績及びリスク**エクスポージャー**について、単体及び連結ベースの双方で、定期的かつ要求があり次第情報を提出するよう求める権限を有する。これらの報告書には(中略)資産の質や貸倒引当金、関連先取引、金利リスク、マーケットリスクのほか、**銀行に対する気候関連金融リスクや新たなリスクの重要性の評価を可能にする情報が含まれる。**

(2) 主な改訂のテーマ

④ 気候関連金融リスク及びデジタル化(続き)

原則15 必須 基準2	監督当局は、個々の銀行に対し、あらゆる重大なリスク(気候関連リスクや新たなリスク)を識別、計測、評価するための包括的なリスク管理方針と手続を備えるよう求める。(中略)監督当局は、気候関連金融リスクや新たなリスクの影響を評価する【脚注】手続が適切であることを確認する。 【脚注】関連する場合、シナリオ分析は気候関連金融リスクや新たなリスクを反映すべきであり、分析するリスクに適切な時間軸を考慮すべきである。
原則15 必須 基準5	監督当局は、銀行が自行のリスク選好度、リスク特性【脚注】及びフォワードルッキングな事業戦略に照らして、自己資本、流動性及びビジネスモデルの持続可能性の総合的な適切性を評価するための適切な内部手続を有することを確認する。(中略) 【脚注】銀行は、関連する時間軸において重要であると評価された気候関連金融リスクを含めるべきである。

- このほか、原則1(責任、目的及び権限)、原則25(オペリスク及びオペレーショナルレジリエンス)において、デジタル化の重要性を強調する観点から一部改訂を提案。

(2) 主な改訂のテーマ

⑤ NBF(ノンバンク金融仲介)

- 銀行に対するNBFから生じるリスクの監督や銀行グループ全体の監督を強化するため、原則1(責任、目的及び権限)や原則17(信用リスク)の改訂を提案。

原則1 必須 基準7	監督当局は、銀行及び銀行グループの安全性及び健全性への影響を確認するため、親会社及び親会社の系列会社の活動について精査する権限を有している。監督当局は、直接または監督先の銀行を通じ、当該精査を実施するために必要な全ての情報に、それらがどこで入手可能であるかにかかわらずアクセスすることができる。
原則17 本文・ 脚注	監督当局は、銀行が、(中略)適切な信用リスク管理手続(カウンターパーティ信用リスク管理【脚注】を含む)を備えていることを確認する。 【脚注】カウンターパーティ信用リスクは、銀行、非金融法人及び非銀行金融機関との取引から生じる可能性がある(但し、これらに限定されない)。

- このほか、原則4(許容される業務)、原則10(監督当局への報告)、原則15(リスク管理プロセス)においても、NBFの観点から一部改訂を提案。

(2) 主な改訂のテーマ

⑥ リスク管理実務

- 銀行が健全なリスク文化を確立することの重要性等を強調するため、原則14(コーポレートガバナンス)、原則15(リスク管理プロセス)の改訂等を提案。

原則14 本文	監督当局は、銀行及び銀行グループが、例えば、 企業文化や価値 、戦略的方向性 や監督 、グループ及び組織構造、統制環境、 適合性評価プロセス 、銀行の取締役会及び上級管理職の責任並びに報酬をカバーするコーポレートガバナンスに関する堅固な方針と手続を有していることを確認する。
原則15 必須 基準1	監督当局は、銀行が、取締役会の承認を受けた適切なリスク管理戦略を有し、自行で引き受ける意志があるまたは許容できるリスクの水準を定めた 効果的なリスク選好度のステートメントとフレームワーク が、取締役会により設定されていることを確認する。また、監督当局は、取締役会が、健全なリスク管理文化【脚注】が銀行全体で確立されている(中略)ことを確保することを確認する。 【脚注】リスク文化とは、リスク認識、リスクテイク、リスク管理に関する銀行の規範、態度、行動およびリスクに関する意思決定を形成する統制を指す。リスク文化は、経営者や従業員の日々の活動における意思決定に影響を与え、彼らが負うリスクに影響を与える。

(2) 主な改訂のテーマ

⑥ リスク管理実務(続き)

- リスクデータ集計と報告の重要性を強調する観点で原則15(リスク管理プロセス)の改訂、関連先の定義を明確化する観点で原則20(関連先との取引)の改訂を提案。

原則15 新必須 基準	監督当局は、銀行が、銀行のリスクプロファイルとシステム上の重要性に見合った適切なリスクデータ集計・報告能力を開発・維持することを決定する。また、監督当局は、取締役会及び上級管理職が銀行のリスクデータ集計及びリスク報告の枠組みを検討・承認し、これらの取り組みを支援するために適切な資源が配備されていることを確認する。
原則20 脚注54	関連先には、銀行の子会社、関連会社、及び銀行の支配力が及ぶ主体または銀行に対して支配力を行使する主体(その子会社、関連会社及び特別目的会社を含む)、最終受益者までの銀行の主要株主、取締役、上級管理職及び主要職員と、それらの主体が直接利害を有する先ないし関連のある先、近親者、並びに関連会社において以上に相当する主体が含まれ得る。また、取締役会や上級管理職に対して重要な影響力を行使することができる者も含まれるべきである。

- このほか、原則28(情報開示及び透明性)、原則29(金融サービスの濫用)においても、リスク管理実務の重要性を反映する観点から一部改訂を提案。

(2) 主な改訂のテーマ

⑦ ビジネスモデルの持続可能性

- ❑ 各国・法域の監督実務の中で、銀行が長期的に持続可能なリターンを生み出し、健全でフォワードルッキングな戦略を設計・実施する能力の重要性が高まっていることから自己資本や流動性の評価と並び「ビジネスモデルの持続可能性」の評価に関して原則8(監督上のアプローチ)、原則15(リスク管理プロセス)の改訂を提案。

原則8 必須 基準1	監督当局は、以下のリスクの性質、影響及び範囲を継続的に判断し、評価するための洗練された手法を用いる。(中略) 当該手法は、特に、事業の重点、グループの構造(より広範なグループの事業体をもたらすリスクを含む)、銀行のビジネスモデルの持続可能性に関するリスク(長期的に持続可能なリターンを生み出すための健全かつ前向きな戦略を設計・実施する能力を含む)、フォワードルッキングな観点でのリスク特性、内部統制環境及び銀行の処理可能性を扱う。
原則15 必須 基準5	監督当局は、銀行が自行のリスク選好度及びリスク特性やフォワードルッキングな事業戦略に照らして、自己資本、流動性及びビジネスモデルの持続可能性の総合的な適切性を評価するための適切な内部手続を有することを確認する。監督当局は、内部的な自己資本及び流動性の適切性に関する銀行の評価及び戦略について精査し、評価する。

(2) 主な改訂のテーマ

⑧ 補足基準の格上げ

- 2012年の前回改訂では、34の補足基準を必須基準に格上げ。今回の市中協議では明らかに格上げすべきでないと評価されたものを除く補足基準(9つ)について、必須基準への格上げの適否について意見を募っている。

必須基準	全ての法域が遵守すべき基準
補足基準	先進的な銀行を有する法域向けのベストプラクティスとしての基準

【格上げが提案されている補足基準の例】

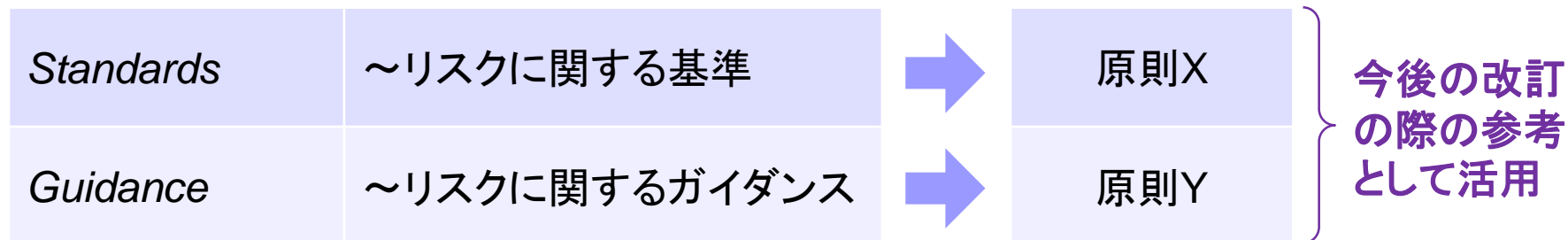
原則12 補足基準1	事業会社の銀行保有が容認されている場合、監督当局は、親会社の所有者及び上級管理職の適格性基準を設定し、執行する権限を有する。
原則14 補足基準1	法律、規則または監督当局によって、銀行が自行の取締役ないし上級管理職の適格性に悪影響を及ぼし得る重大かつ真実の情報を察知した場合、これをただちに監督当局に通報するよう求められている。
原則23 補足基準1	監督当局は、銀行勘定への標準的な金利ショックの適用を含め、銀行内部の金利リスク計測システムによる計測結果を銀行から入手する。

(2) 主な改訂のテーマ

⑨ 関連するトピックを蓄積していく仕組み

- 今回10年程度間隔が空いた改訂頻度がやや長すぎるとの反省に立って、次回改訂に備えて、予め関連するトピックを蓄積していく仕組みが必要との提案が行われた。
- これを受けて、市中協議では、新たな試みとして、バーゼル委や他の基準設定主体が今後策定・公表する基準、ガイダンス、サウンドプラクティスをリスト化していくことを提案。リストは2年おきに更新される予定。
- 今後、将来の改訂において、同リストを参考に、バーゼルコアプリンシプルへの反映の要否を検討していくことを展望している。

【リストの一例】



3. 今後の予定

- バーゼル委では、今後、幅広い法域に対するアウトリーチを実施しつつ、市中の関係者からのフィードバックを踏まえ、市中協議文書の最終化を行うこととしています。
- 本市中協議文書に対するコメントは、令和5年(2023年)10月6日までに以下のBISのウェブサイトにて英文でご提出ください。

<https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>

- コメントは特段の断りがない限り、すべてBISのウェブサイトに掲載されます。